

# フォーラム新桑名研修報告書

委員名： 愛敬 重之

視察先：第8回全国市議会議長会研究フォーラム IN 旭川

視察日時：平成25年7月10日～11日

午後13時00分～午前11時00分閉会式

## 【第8回全国市議会議長会研究フォーラム】

<視察を通じての考察・参考となった事例・感想等>

### 【基調講演】

#### 「地方議会改革」

講師：西尾 勝氏 [公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所理事長]

「開かれた議会、討論する議会、行動する議会」を目指す議会  
基本条例の制定運動は高く評価する。



当面の課題としては、まず、三議長会（県・市・町）から地方制度調査会に提出されている改革要望事項にどう答えるのか。依然として結着の付かない主要な事項は、①長の専決処分の問題、②議会招集権の問題、③議員の身分・処遇の問題の三点である。

#### I 短期の課題：議会招集権

戦後の日本国憲法は、長と議会議員の双方を住民による直接公選職とした。そのかぎりでは、憲法は二元代表制の採用を義務付けたと言える。しかし、この日本国憲法に基づいて制定された地方自治法は、純粹の二元代表制を採用

せず、変則的な二元代表制を導入したのである。すなわち、議会に長に対する不信任議決権を認め、これに対抗する手段として長に議会解散権を認めている。改めて言うまでもなく、この不信任議決権と解散権の仕組みは議院内閣制に特徴的な仕組みである。すなわち、現行の長と議会の仕組みは、二元代表制に議院内閣制の仕組みを加味した、変則的な二元代表制になっている。

このことが、議会招集権の問題を一段と微妙なものにしてしまっているのである。三議長会が二元代表制の建前を振りかざしてこれを固執し続けると、それなら長と議会の関係をこの際純粹の二元代表制に改めてはどうかという議論に発展しかねない。三議長会は、そういう議論に発展しても差し支えないと考えて、この改革要望をしているのであろうか。

#### II 中期の課題 議員構成の改革

そろそろ、市区町村議会と都道府県議会と国会とをそれぞれ明確に区別して論じ、それぞれにふさわしい制度を再構築すべき。

基礎自治体である市区町村の議会の議員の顔触れは、各界各層の住民を、できるかぎり均等に、代表していることがとりわけ強く望まれる。しかし、現実の市区町村議会議員の顔触れは、性別・年齢・職種の点で、著しく偏っている。すなわち、男性が圧倒的な多数を占め、高齢層に偏り青壮年層が少なく、職種ではサラリーマンで議員を兼職している人が著しく乏しい。

改める方策として

①議会の運営方法の見直し

②広い意味での選挙制度の見直し

特に②はさらに

(1) 労働法制や公務員法制の見直し

(2) 小選挙区・中選挙区・大選挙区・比例代表等々の狭い意味での選挙制度の見直し

(3) 選挙運動・政治資金制度の見直し等々に分かれる。

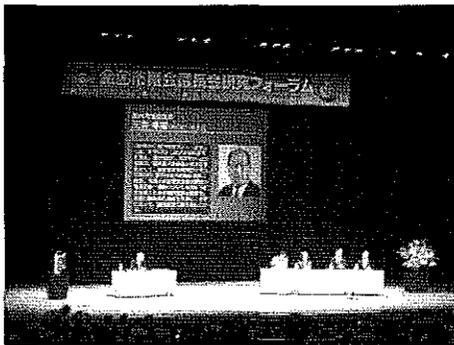
まず(1)の労働法制や公務員法制の見直しから着手すべき。

### Ⅲ 長期の課題：個別利益の仲介斡旋活動からの脱却

地元の有権者から寄せられるありとあらゆる相談・陳情に誠実に応接し、住民・国民の生の声に耳を傾け、これを議会活動に活かすことは、きわめて重要なことであって、これをやめるべきだと言っているのではない。

しかし、これを然るべき役場・役所に仲介斡旋をする行為(口利き)が法令に基づいて中立公正な事務処理を義務付けられている職員の行政行為に対して、「横車を押す」「横槍を入れる」といったような、権力を背景にした横暴な行為であってはならない。

この正当な行為と横暴な行為の境界を明確に区分けすることはむずかしい。それ以上に厄介なのは、住民・国民のい側がそうした尽力を議員に期待しているという事実である。これは、日本の政治文化に関わる問題で、政治家のみを責めることはできない性質の問題。



#### 【パネルディスカッション】

「住民自治の実現と地方議会への期待」

コーディネーター

宮脇 淳 氏：北海道大学公共政策大学院教授

パネリスト

片木 淳 氏：早稲田大学公共経営大学院教授

大山礼子 氏：駒沢大学法学部教授

人羅 格 氏：毎日新聞論説委員

三井幸雄 氏：旭川市議会議長

宮脇 淳 氏

政策をめぐる情報共有、住民参加の充実が進む中で、住民自治の実現に向けた議会における議論の在り方が問われています。そこでは批判、主張、問題提起でなく、地域と共に新たな政策を生みだしていく力が求められています。条例制定権の拡大等地方分権改革の流れにより少しずつ自治立法権の充実が図られています。政治、議会の役割として「地域の民主主義を育てること」を再確認し、「与えられる民主主義」ではなく「育てる民主主義」の大きな場となるのが議会。

#### 「議会改革と住民参加」

片木 淳 氏

##### 1. 議会改革度・ランキングベスト 20 (2012 年度)

「情報公開」「住民参加」「機能強化」3カテゴリで評価

<各項目の考え方>

##### ○情報公開

本議会や委員会の議事録・動画・資料、また議会自身の交際費・政務活動費・視察結果などをどれだけ住民に対して公開しているか。

##### ○住民参加

議会傍聴のしやすさや議会報告会等の実施、住民からの意見受付。

・本会議、委員会とも、広く公開し、傍聴を促すのが望ましい。傍聴時の審議資料の提供(貸与)も必要。

・バリアフリーや休日・夜間議会。インターネットやケーブルTV等による配信。

・議会報告会(住民説明会、意見交換会、出前講座など)の積極的な実施。

##### ○議会機能強化

議会本来の権限・能力を発揮するための機能強化状況

・議会基本条例の制定、議決事項の追加や事務局要員の増強・政策型議員提案条例の制定

・討議方法の工夫、議論の活性化

・ITCの活用(これがこれから重要とっていました)

片木氏は、ドイツの名誉職制度を例に挙げていました。

・自治体の議会の議員はすべて「名誉職」

→「無報酬」でその活動に従事するとともに、議会自体も、本業を有する議員たちの便宜のため、仕事が終わった後、通常は夕刻に開催される。

・プロイセンのシュタイン都市条例(1808年)一般的な名誉職制度

→「国家行政へ国民を関与させることによって、国民の公共心を育み、またその政治ならびに行政能力を陶冶し、そうして創出された自由でかつ責任感のある公民を基盤として国家再興をはかるうとするもの」

#### 「住民代表機関としての議会の再構築」

大山礼子 氏

議員は住民を代表しているのか？

- ・議員の偏り  
住民から「自分たちの代表」と思ってもらえない最大の理由  
いまだに女性議員の圧倒的少なさ！  
職業・階層・年齢の偏り
- ・低投票率の問題  
面白くない選挙  
地区代表・業界代表の指定席になりがちな選挙制度  
候補者と住民の対話を困難にする過剰な選挙規制

住民参加の回路として機能しているのか？

地方議会は「唯一の立法機関」ではない。自治体の「最高機関」でもない。  
しかし、地方議会こそ「住民参加」のための装置であるはず。それなのに、住民が議会を「迂回」し、住民投票に期待する現状。

議会の姿勢が住民を遠ざけているのではないか？

- 行政監視・政策立案に向けての協働が重要
- ・政策条例  
議会主導の政策決定に過度な期待は禁物だが、行政が軽視している問題の発掘機能は軽視すべきではない。
- ・首長提案の精査と修正  
二元代表制下の議会だからできる、客観的立場からの審議公聴会の活用
- ・行政監視  
行政監視の通年化と住民との協業

住民と情報を共有しているか？

- 議会がどんなによい仕事をして、住民に伝わらなければ意味がない。  
情報は「提供」ではなく「共有」を
- ・会議録以外の情報を整理し、伝える努力を  
いくらインターネットを活用しても、重要なのはコンテンツ会議録は読んでもらえないと心得るべし。  
議会HPを市政情報窓口に
- ・通年会期による審議のスケジュール化  
住民にとってわかりやすい活動
- ・情報共有により政策のサイクルを作る  
新たな参加、アイディアの提供を促す

#### 「公開と熟議の地方議会を」

人羅 格 氏

印象に残った部分は、ネット選挙解禁解説と、新聞記事の人材の門戸を広げるので記載します。

- ・ネット選挙解禁（一方で地方選関心低下の傾向）
- ◎ネット選挙解禁の効果  
地方議員が住民との距離を縮める端緒になる一つのツールだと思います。  
政策だけでなく、人物を知ってもらうことにも大きな意味がある。（肩肘はらぬ日常活動で住民と双方向の発信を）
- ◎地方議員選挙を覆う低投票率化  
民主党政権失敗による「期待燃え尽き症候群」化があり、ネットでどのような選挙になるのか。
- ・議員人材の門戸を広げよ  
議会の変化をさらに後押しするには、地方議員に進出する人材をより多様にするのが不可欠で

す。地方行政に公共事業が占める役割は減り、住民に身近なサービスが占める比重が増している。サラリーマンや働く女性らさまざまな住民が議員として柔軟に参画できるシステムを政府も真剣に検討すべき。サラリーマンが立候補や議員活動をする際の休暇や休職、復職制度の創設も議論すべきだ。門戸を広げることで、地方議員に人材の競走が起きよう。規制が多い公職選挙法を見直し、選挙運動を自由化することも当然ながら必要だ。地方議員に求められるのは、専門知識以上に、住民意識をくみ上げ、地域を変える熱意とセンスだろう。地方議員への住民の信頼が高まれば、地方に権限を集中させることへの国民理解も深まると思う。

#### 「旭川市における住民自治と議会」

三井幸雄 氏

・市民と旭川市議会との関係における課題（自らを振り返ってみると）

○議会や議員は、議会が住民が自治体権力を統制するシステムであることを十分に自覚してきただろうか。

○議会や議員は、住民に関心を持ってもらえるよう、注意を払ってきただろうか。

○議会や議員は、住民が議員の活動領域に入り込んでくることを嫌がってはこなかっただろうか。

#### (1) 情報の公開

市民に対する情報の発信及び市民との情報の共有を促進するとともに、市民に対する説明責任を果たす。

#### (2) 議会に対する市民の関心向上

広報広聴委員会を中心に広報広聴機能の充実を図ることにより、議会及び市政に対する住民の関心を高める。

#### (3) 政策形成への市民意思の反映

市民との意見交換を通して得た市民意思を政策形成に反映させる。



#### 「政務活動費を考える」

コーディネーター

江藤 俊昭 氏：山梨学院大学法学部教授

報告者

斉藤 佐知子 氏：函館市議会副議長

江原 和明 氏：宝塚市議会前議長

鈴木 弘 氏：熊本市議会副議長

コメンテーター

橋本 勇 氏：弁護士

江藤俊昭 氏

課題討論では、政務活動費の意義の確認と今後の対応を明確にすることを目的とした。そのため、①実際に行われてきた政務調査費の役割、②導入された政務活動費の意義と課題、③市民との関係、④政務調査費を会議・議員活動の条件整備の中に位置づけること、これらを確認するとありました。

論点1は最初の報告で論議することとして、論点2から論点4までを、主なパネルディスカッションのテーマとなっていました。

論点1 政務調査費で議会・議員活動はどう変わったか

論点2 政務活動費の活用と留意点

論点3 政務活動費と市民との関係

論点4 議会活動を保障する条件

斉藤 佐知子 氏

市民理解と説明責任をどのように果たしていくか

・使途に関する説明責任は、会派および議員にありいつでも説明できるようにしておかなければならない。

「透明性」「公開性」では函館市ではH23年度よりホームページでの全面公開している。

政務活動費の今後

・「陳情・要望活動」については見送りしております→桑名市と同様

・「函館市議会政務活動費の使途基準および透明性の確保に関する運用方針」試行

原則＝市民から疑義を持たれるような支出はしないとありましたが、当たり前かと思いました。

江原 和明 氏

市民団体「見張り番宝塚」と定期的に意見交換

「見張り番宝塚」は市長と議長に対して情報公開請求や資料閲覧の後、疑問点について定期的に面談の上、意見・要望をいただく団体です。

政務活動費の交付に関する条例に向けて

- ①議会改革検討委員会での議論
- ②会派支給から、会派および個人に対して交付と改正
- ③ポイントカード使用の場合、ポイント還元分は減額
- ④会場費については、開催内容のわかる結果報告書添付必要
- ⑤視察については、事前届出と結果報告書提出の厳格化
- ⑥携帯電話代の一部のみ対象とする
- ⑦要望・陳情活動費について、陳情届出と結果報告書の整備
- ⑧書籍台帳、備品台帳を整備し、保管の適正化を図る  
・議長の調査権、4半期ごとに支出内容をチェックする（H23年度より）
- ⑨平成24年度分政務調査費支出報告書のインターネット公開開始
- ⑩議会改革検討委員会において今後も適正化に向けて協議を続ける。

鈴木 弘 氏

熊本市は人口も桑名市と違いケタ違いですので、48人の議員が在籍。

政務活動費も一人当たり月額20万円とケタ違い。

いろいろな歯止めがあることが特徴でした。

公認会計士会に報告書を提出したり、税理士に用途調査委託業務を委託するなどありました。

その後の用途基準等の改正として、車燃料費の上限設定（年間24万）購入書籍の明確化 備品の返却方法の変更の三点があったようです。

熊本市の場合は少し桑名市には当てはまらない気がしました。車の燃料費も桑名市では必要ないと感じています。

まとめ

私もNTN(株)組織内議員として企業の理解があり活動させていただいています。まさしく企業人の目線で活動できていると思っています。市民サービスも箱物建設サービスより身近なサービスに変化していると感じています。細かな動きが出来るように活動したいと思いました。ホームページを活用してはでは、出切るだけ言葉を少なく写真や資料を添付しながらシンプルに「見せる化」していきたいと考えています。

政務活動費については、桑名市も過去にはいろいろあったと伺っています。書籍について明確化は当然。市民に説明ができなければ自分でお金を出して購入するのが当然かと思います。

議員一人ひとりのモラルが大切かと思います。（ムダな物は購入しない）今年度は会派幹事長でもあり政務活動費を扱う事に緊張感・慎重感を感じています。

以上

# フォーラム新桑名行政視察報告書

委員名： 愛敬 重之

視察先：北海道 岩見沢市

視察日時：平成25年7月11日

午後1時30分 ～ 午前16時00分

## 【スポーツ振興指定管理者制度について】

<視察を通しての考察・参考となった事例・感想等>



岩見沢市としての指定管理者公募の特色と留意点では、H17 から2期目の施設もありますが、新規採用もあります。殆どが施設維持補修関係と使用許可の業務となります。

指定管理者が変更になった場合は、職員の変動については様々あり、新規採用もありました。

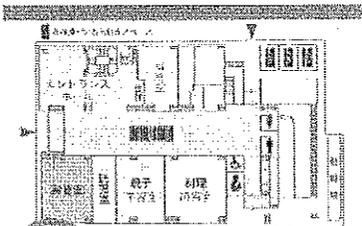
モニタリングもしくは評価は、市のモニタリング指針において報告、ヒアリングを実施しています。

(各施設のアンケート件数、満足度は別紙資料にあります)60%代の数値については、鍵が違う施設にあると言う理由など使い勝手が悪いなどがあがっているようです。

総合型地域スポーツクラブはありませんでした。(北海道の総合型地域スポーツクラブは別紙資料)

施設ごと細かく指定管理者を行っています。単独施設と近くのスポーツ施設を何箇所も管理する業者があります。評価についてももう少し細かく評価したほうが良いかと思いました。

岩見沢市生涯学習センター「いわなび」を利用したスポーツ振興については、写真と資料を見ながら説明します。



### ◎ 利用案内 ◎

利用時間 9:00～21:30

休 館 日 12/13日～1月5日

駐車場完備 (6271部)

◎ 駐車台数 43台

◎ 利用時間 8:30～22:00

◎ 利用料金 1時間 200円 (30分毎 100円)

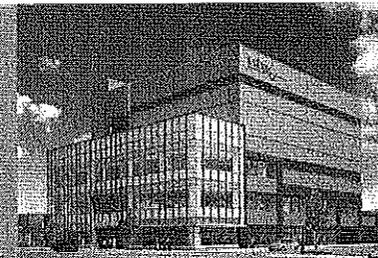
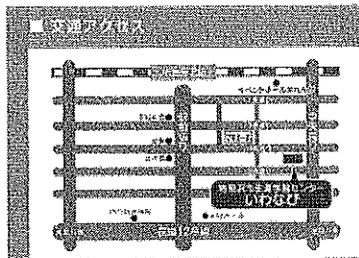
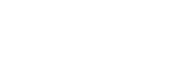
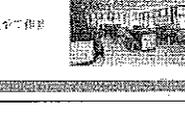


### ◎ エントランスホール

・利用者の待ち合わせ、生活学習に関する催しの場等を設けます。

・各フロア内の案内

・エレベーターの案内



### ◎ 利用申し込み・問い合わせ先 ◎

岩見沢市生涯学習センター



〒070-0198 岩見沢市中央4丁目5番6号

TEL 0126-24-2333 FAX 0126-24-2334

E-MAIL [iwanabi@iwazaki.city](mailto:iwanabi@iwazaki.city) <http://www.iwanabi.com/> <http://www.iwanabi.com/>

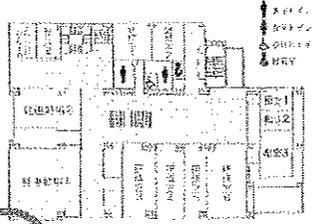
担当 野田 貴之 岩見沢市生涯学習センター

施設課 施設課 施設課

岩見沢市生涯学習センター

施設のご案内

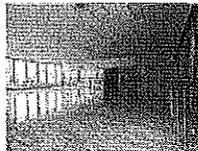
VISION GUIDE



2F

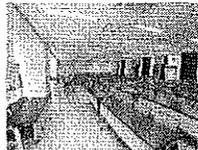
◎軽運動場 (2階)

日々のトレーニングの場として、ダンス、リズム体操、ヨガなど、軽く健康的な活動に活用できます。



◎研修室 (2階)

少人数での学習活動から、120名程度の研修会、講演会などに活用できます。



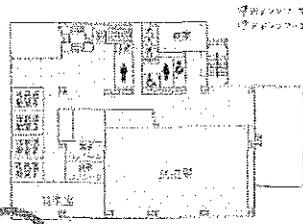
◎和室 (2階)

和室が設けられた静かな和室スペースで、茶会や勉強会などに活用いただけます。



◎ホール

写真や映画、音楽、書籍、講演などから、多岐にわたるイベントを開催できる多目的ホールです。貸出料も設定されています。



3F

◎武道場 (2階)

剣道のほか、柔道、空手などの武道具も格納されています。



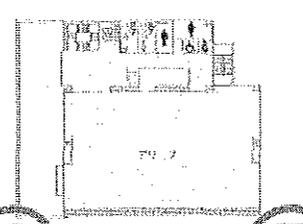
◎音楽室

楽器の演奏や合唱などの練習や音楽講習などに活用いただけます。



◎市民活動室 (2階)

市民活動団体やサークルの集まりなどに利用できるスペースです。少人数の集まりなどに活用いただけます。



4F

◎アリーナ

バスケットボールが利用可能な広さです。ほかにも、バレーボール、フットサル、バドミントン、卓球、パレーボール、卓球などにも活用できます。



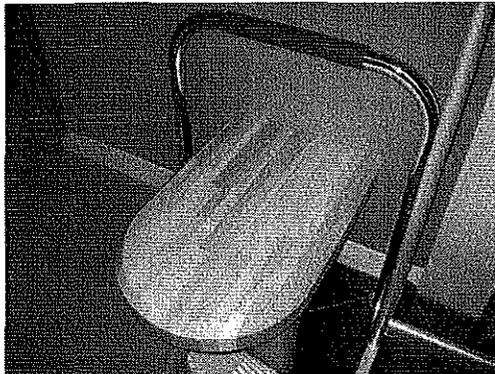
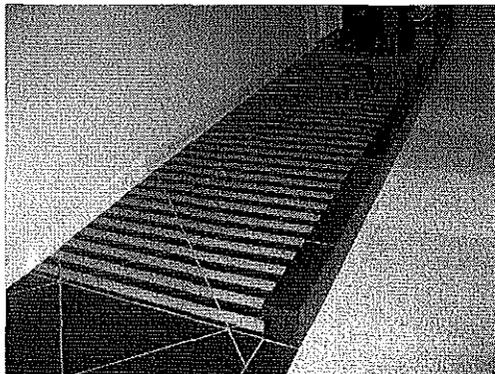
◎生涯学習室 (2階)

生涯学習教室の併用や打ち合わせなどに活用いただけます。



・身体障がい者専用車スペース (地下2台、地上3台) 加えて車いすのスペースも確保して、お客さまのご利用がしやすいです。  
・授乳室 (1、2、3、4階) 子育て世代の方々のために設置しています。お客さまのご利用がしやすいようにしています。  
・他にも、各種のアメニティも充実しています。お客さまのご利用がしやすいようにしています。

和室に入ると所です。バリアフリーも完璧でした。スロープもすべり止めがついております。



文化では音楽教室ルームもありました。

和室では周囲の雰囲気づくりにも気配りされていました



スポーツ施設については軽運動場としてダンス、リズム体操、ヨガなどできます。4Fのアリーナではバレーボール、フットサル、バドミントン、バスケット、卓球ができます。3Fの武道場では剣道、柔道、空手など畳は格納されておりできます。

競技ではなく健康づくり主体(90%)です。

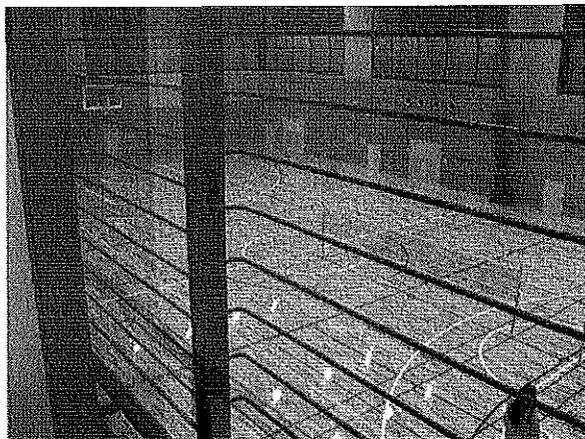
シャワールームもあり(有料)充実した施設かと思います。

1Fの親子学習室では、子育て世代の方々が集える場として非常に広い部屋でした。

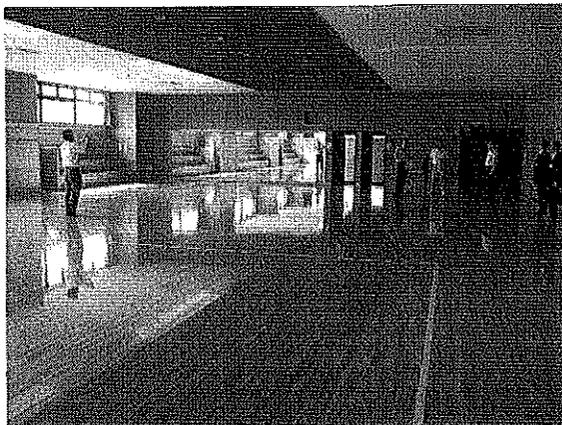
実習室では理科の実験や、工作教室や現在、パソコン教室の場としても使っているようです。

料理講習室では、様々な料理教室ができるようになっています。

4F アリーナです。



3F武道場です。



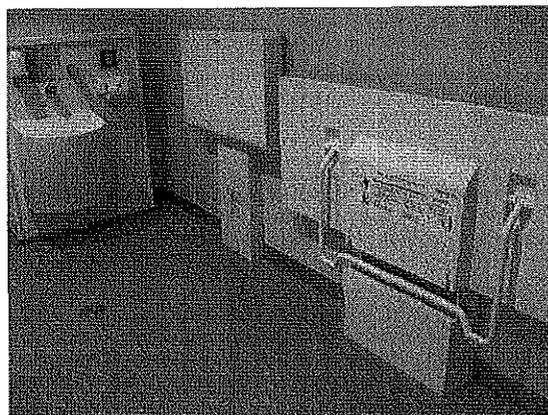
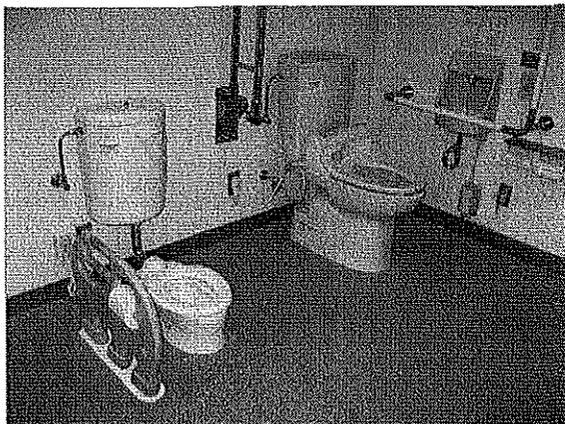
シャワールームです。



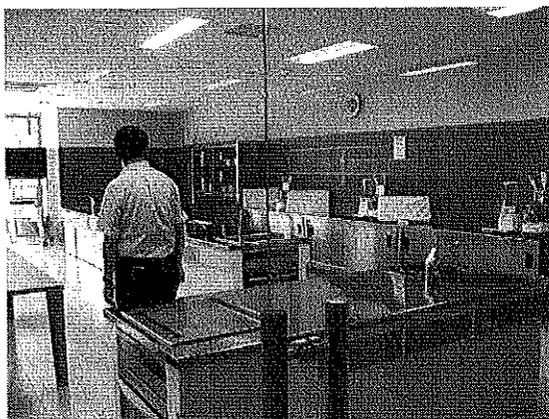
親子学習室ですガラスが少し気になりました。(幼児ばかりなら良いのですが。)



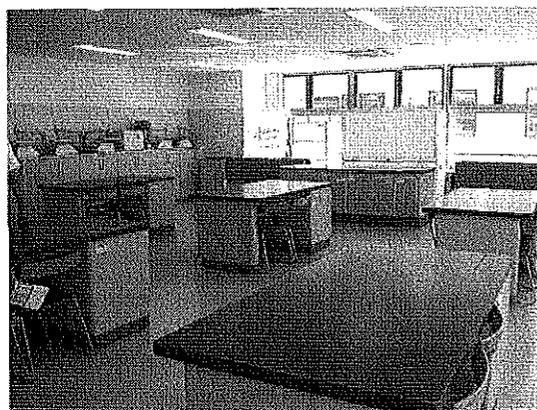
親子学習室付近のトイレです。子ども用トイレもあり完璧かと思えます。



料理講習室も大変広く便利そうでした。



実習室では確かに理科教材等豊富でした。



以上